

中央大学貸与奨学金 口座振替に関するQ&A

～口座振替制度の質問集です。参考にしてください。～



こちらのQ&Aで載せている各種申請や手続きに必要な書式などは、下記の中央大学公式ホームページの奨学金サイトの各コンテンツより申請および書式のダウンロードをしていただくことができます。

📄 <https://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/scholarship/borrow/>

《中央大学公式ホームページ→(クイックリカ)奨学金→(Contents)奨学金を借りていた方へ》

Q1 口座振替はいつされるのですか？

A1 〈年賦返還の方〉毎年12月4日です。口座振替は年に1回となります。

〈月賦返還の方〉毎月4日です。

※2回連続で振替不能となると月賦での振替の利用ができなくなります。

(金融機関休業日にあたる場合は翌営業日)。

Q2 振替金額を準備し忘れてしまった場合、どうすればいいですか？

A2 〈年賦返還の方〉12月の口座振替日に振替が行えなかった場合には、2月4日(金融機関休業日あたるとは翌営業日)に再度振り替え(再振替)を行います。

その際は1月にその旨のご案内通知(ハガキ)を送付します。必ず、振替日前営業日までに準備してください。

※振替手数料と消費税は2回分負担していただきます。

〈月賦返還の方〉振替不能であった旨の通知(封書)を該当月の中旬～下旬に振込用紙を同封し送付します。口座振替できなかった分を金融機関窓口よりご返還いただきます。

※2か月連続で振替不能となると月賦での振替の利用ができなくなります。

Q3 再振替でも振り替えができなかった場合はどうなりますか？〈年賦返還〉

A3 当年度の返還は金融機関窓口より、お振込みでの返還をしていただきます。

(注) こちらより発送する振込用紙に記載の返還期限を過ぎてしまうと滞納金となりますので注意してください。

※2月の再振替時の入金が確認できなかった方には専用の振込用紙を2月下旬に発送します。

※ご連絡なく、口座振替が行えない状況が何年も続く場合は、口座振替制度を利用できなくなる場合があります。

Q4 口座振替にかかる手数料はいくらですか？

A4 1回の口座振替につき、口座振替手数料(含消費税)がかかります。

※再振替の場合は口座振替手数料(含消費税)が2回分がかかります。

(参考) 口座振替手数料72円(手数料65円+消費税10%分7円) [2025年2月現在]

※口座振替手数料は変更となる場合があります。

Q5 返還の口座を変更したい場合はどうすればいいですか？

A5 あらかじめ口座振替依頼書を提出していただきます。

必要書類をお送りしますので、下記の中央大学公式ホームページの奨学金サイトの“中央大学貸与奨学金 口座振替申込フォーム”より申請いただくか、奨学課までご連絡ください。

Q6 口座名義は本人でないといけませんか？

A6 基本的には本人名義となりますが、連帯保証人等の名義でも構いません。

ただし、口座振替依頼書の「請求先顧客番号」に奨学生本人の学籍番号の記入を忘れないように注意してください。

Q7 預金口座振替依頼書を自分で金融機関に持って行く必要はありますか？

A7 不要です。くれぐれも金融機関には絶対に持って行かないでください！

(注) 預金口座振替依頼書には、金融機関のお届け出印を鮮明に押してください。

＊重ね押しや不鮮明な場合は、受付できません。

また、ネットバンキングをご利用の場合のお届け出印欄には、金融機関によりサインでのお届けや、申請後に印鑑の登録を行う必要がある場合もございます。必ずご利用の金融機関の仕様をお確かめのうえ、正しいお届けの押印または記入をしてください。

Q8 返還が必要な金額がいくらなのか知りたいのですが。

A8 貸与終了時(返還説明会)に配布しております「返還の覚え」に記載されていますので、ご確認ください。「返還の覚え」は本冊子『返還のてびき』表紙裏に貼って管理してください。

また、最新の情報を反映した返還金額を、口座振替の案内通知(ハガキ)でもお知らせしますので、自分がこれまでいくら返還したのか、年賦はいくらなのか等確認することができます。通知が届きましたら、必ず引き落とされる金額(口座振替手数料・消費税も含めて)の準備をしてください。

Q9 繰り上げ返還や一括返還をすることはできますか？

A9 可能です。〈年賦返還者〉

〈一括返還〉

◆返還方法① 現在ご利用の口座よりお振替による一括返還◆

- ・手続き：『返還のてびき』の「返還年賦額を超える返還・一括返還振替申込書」(様式7)あるいは、「口座振替金額 増額申込書」(様式8)に必要事項を記入のうえ提出してください。
- ・提出方法：ご希望の口座振替月の前月5日までに、ご記入の原本を郵送またはFAX。PDFをメールに添付して送信も可。
 - ＊残額一括の口座振替はご希望の月を選択いただけます。
 - ＊受付の際は確認のためご連絡する場合がございますので、ご対応をお願いします。

◆返還方法② 振込用紙による金融機関窓口でのお振込みで返還◆

- ・手続き：奨学課までご連絡ください。専用の振込用紙をお送りします。

〈繰り上げ返還〉

◆計画的な長期にわたる繰り上げ◆

- ・手続き：『返還のてびき』の「口座振替金額 増額申込書」(様式8)に必要事項を記入のうえ提出してください。
- ・提出方法：9月末日までに、ご記入の原本を郵送またはFAX。PDFをメールに添付して送信も可。
 - ＊上記〆切を過ぎてしまうと当年度の振り替えに間に合わないため、翌年からの繰り上げ返還になる場合があります。

Q10 少し余裕ができました。今年は年賦額以上を振り替えてほしいのですが・・・

A10 可能です。◆繰り上げ返還◆

・手続き：「返還年賦額を超える返還・一括返還振替申込書」（様式7）に必要事項を記入のうえ提出してください。

・提出方法：9月末日までに、

ご記入の原本を郵送またはFAX。PDFをメールに添付して送信も可。

＊上記〆切を過ぎてしまうと当年度の振り替えに扱えない場合もございます。

（注）Q9・Q10の繰り上げ返還をご利用の方は・・・

設定の金額に応じて、最終返還時の金額が変わる場合や、返還終了年度が早まることにもなります。今後のご返還は毎年11月下旬に発送しております口座振替案内通知を必ずお確かめください。

Q11 途中から分割して返還することはできますか？

A11 口座振替による月賦返還も扱っております。〈年賦返還 ⇄ 月賦返還〉

ご相談を賜り、ご事情によって手続きを進めさせていただきます。

奨学課までお気軽にご相談ください。

Q12 事情があり返還したお金を返してもらえますか？

A12 一度返還された返還金は、いかなる理由があっても返金することはできません。ご了承ください。

Q13 どうしても返還することが厳しいのでしばらく待ってもらうことはできますか？

A13 返還期間を延ばすことができます（「返還猶予」といいます。『返還のてびき』5～6ページを参照してください）。

申請内容を奨学委員会にて審議・承認されれば返還猶予が認められます。

※申請日や奨学委員会の日程により結果が出るまで数ヶ月かかることがあります。

『返還のてびき』の「返還猶予願」（様式5）に必要事項を記入の上、猶予事由を証明する書類とともに奨学課まで送付してください。

＊当年度のみの申請となります。（在学猶予を除く）＊年度を遡っての申請はできません。

＊申請は、当年度6月～9月までに提出してください。

Q14 返還に関する相談には応じてもらえますか？

A14 出来る限り相談に応じたいと思いますので、奨学課までお気軽にご連絡ください。

Q15 住所を変更した場合の手続はどうしたらよいですか？

A15 『返還のてびき』の「転居届・勤務先変更届」（様式1）の提出。または、お電話でも承ります。また、下記の中央大学公式ホームページの奨学金サイトの“中央大学貸与奨学金 返還者登録情報変更連絡フォーム”をご利用下さい。

Q16 結婚して、姓が変わりました。どうしたらよいですか？

A16 『返還のてびき』の「改氏名届」（様式2）を提出してください。

＊必ず紙面での提出が必要です。

＊返還にご利用中の口座の名義変更手続きもされているか、お知らせください。

（口座の変更がなければ、口座書類等の提出は不要です）

（注）連帯保証人様の改氏名の場合は、併せて印鑑登録証明書を添付してください。